

## 記載例 1

## 住民票写し等交付請求書（郵送用）

(宛先) 富山 市町村長

令和 元年 5月 1日

どなたの、どの住所の証明書が必要ですか。

住所 (請求先の市町村のもの)	必ず番地まで記入してください。 <b>富山市新桜町7番38号</b>		
氏名(★)	(フリガナ) トヤマ タロウ <b>富山 太郎</b>	生年月日	<b>平成元年 4月 1日</b>

何が必要ですか		手数料(*1) (富山市)	外国人の方は 記載項目を指定してください
住民票	世帯全員	1通	<input type="checkbox"/> 記載不要 <input type="checkbox"/> A～Dを全て記載 A 国籍・地域 B 30条の45規定区分 <b>※裏面を参照</b> C 在留カード等の番号 D 在留資格・在留期間の満了日・在留期間等 <input type="checkbox"/> 通称の履歴 (平成24年7月9日以降の履歴に限ります。) <input type="checkbox"/> その他 ( ) (*2)
	世帯の一部	通	
除票	世帯全員	通	
	世帯の一部	通	
記載が必要な事項に <input checked="" type="checkbox"/> をしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯主・続柄 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (*2)			

(\*1) 手数料の金額は、市町村によって異なります。住所地へご確認ください。

(\*2) 個人番号・住民票コード等の記載が必要な場合は、その他欄に記入してください。これらの記載は本人又は同一世帯人からの請求に限ります。又、使用目的を必ずお書きください。

使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 免許・資格 <input type="checkbox"/> 車の登録 <input type="checkbox"/> 相続・登記 <input type="checkbox"/> 金融関係 <input type="checkbox"/> 住宅入居 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他 ( 何のためにどこへ提出 )
------	--

記載内容に詳細な指定がある場合記入してください。

(例) 富山市〇〇から△△までの住所がつながるもの

請求者	住所 (返送先)	住民登録地を記入してください。 <b>富山市新桜町7番38号</b>		
	(フリガナ) 氏名	<b>トヤマ タロウ</b> <b>富山 太郎</b>	<b>富山</b>	昼間の連絡先 ( <b>076</b> ) <b>443 - 2049</b>
	(★)との関係	<b>本人</b> ・同一世帯人 その他 ( ) ※ <b>その他の方は原則委任状が必要です。</b>		
交付手数料 (定額小為替)		<b>300</b> 円	返信用切手	<b>82</b> 円を同封します。

## ◆ 送付するもの

- ① 交付請求書 (この用紙)
- ② 本人確認書類 (運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード等) の写し
- ③ 手数料分の定額小為替 (普通為替、現金書留でのお支払いも可能です。)
- ④ 切手を貼り、宛先を書いた返信用封筒 (返送先は、原則請求者の住民登録地です。住民登録地以外を希望される場合は、事前に請求先の市町村にお問い合わせください。)

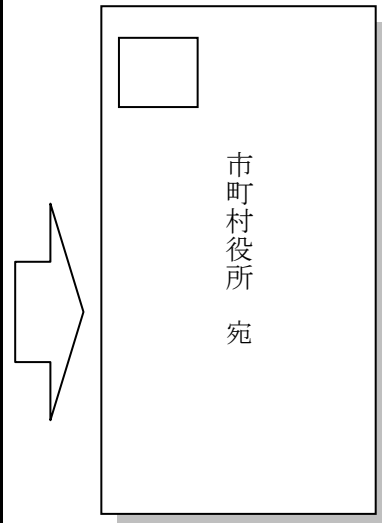
〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市役所市民課 TEL 076-443-2049

\* 裏面の説明もお読みください。

下記の①～④のものを同封し、請求してください。

住民票写し等 交付請求書	<b>① 住民票写し等交付請求書</b> 代理人が請求する場合は、委任状を添付してください。
運転免許証等 のコピー	<b>② 本人確認書類の写し</b> 運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード等（現住所が確認できるもの）のコピーを同封してください。裏面に住所記載がある場合は、裏面もコピーしてください。
定額小為替 ¥〇〇〇	<b>③ 交付手数料</b> 郵便局で必要な通数分の「定額小為替」を購入してください。 定額小為替には何も記入せず、そのまま同封してください。 普通為替、現金書留によるお支払いも可能です。
あて先 (請求者の住所)	<b>④ 返信用封筒</b> 切手を貼り、住所と氏名をはっきり記入してください。 <b>返送先は、原則、請求者の住民登録地です。</b> 何通も請求される場合は余分に切手を入れてください。



※ 郵送時には日数に余裕をもって請求してください。お急ぎの方は速達郵便をご利用ください。

詳しくは、請求先の市町村へお問い合わせください。

**【注意】**

偽り、その他不正な手段によって交付を受けたときは、法律により罰せられます。  
また、使用目的によってはお受けできない場合があります。

※ **30条の45規定区分**とは、次の4つの区分に関する記載事項をいいます。

- ① 中長期在留者（在留カード交付対象者）
- ② 特別永住者（特別永住者証明書交付対象者）
- ③ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- ④ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者